

令和6年第7回加賀市農業委員会定例総会

令和6年7月25日(木)

開会（午後1時28分）	
事務局（東出）	<p>これより令和6年第7回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員13名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、12名のうち11名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、18日に福嶋委員、事務局職員1名の計3名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長(中村会長)	<p>皆さん、こんにちは。(あいさつ等)</p> <p>それでは、令和6年第7回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長(中村会長)	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>9番 前野委員、10番 永田委員を指名します。</p>
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案 第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>

事務局（西出）

議案第 20 号 [] から
農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、その
適否をお諮りします。案件は 4 件です。

整理番号 1 番、[] の譲受人が町内の農地を取得する
ものです。この農地は県外の譲渡人が所有しています。労力
不足により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は野菜
を主に農業を経営しており、自宅や耕作地に近い農地を取得
するものです。

整理番号 2 番、[] の譲受人が町内の農地を取得する
ものです。この農地は県外の譲渡人が所有しています。相手
方の要望により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は
水稻を主に農業を経営しており、自宅や耕作地に近い農地を
取得するものです。

整理番号 3 番、[] の譲受人が町内の農地を取得するも
のです。この農地は県外の譲渡人が所有しています。相手方
の要望により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は、
水稻を主に農業を経営しており、自宅や耕作地に近い農地を
取得するものです。

整理番号 4 番、[] の譲受人が町内の農地を取得するも
のです。この農地は、県外の譲渡人が所有しています。労力
不足により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は水稻
を主に農業を経営しており、自宅や耕作地に近い農地を取得
するものです。

以上、これらの案件は資料 2 の調査書の通り、農地法第 3
条第 2 項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、
許可要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
（意見、質問なし）

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第 21 号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>それでは、議案 第 21 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p> <p>加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。</p> <p>今月の申請は賃貸借の設定による更新は 6 件、新規は 1 件、面積の合計は 25,068 m²です。[REDACTED] が同町のそれぞれの所有者から借りていた農地を新たに 10 年間更新するものです。</p> <p>以上この 7 件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 21 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>

議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

次に、議案 第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、福嶋委員から報告をお願いします。

福嶋委員

それでは、報告します。

1 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

2 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。

3 番の転用目的は駐車場建設です。3 番は既に駐車場が建設されていました。雨水は側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。

4 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

5 番の転用目的は駐車場建設です。雨水は道路側溝に流す計画です。

6 番の転用目的は工場建設です。6 番は既に砂利が敷かれていました。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。申請者からは始末書が提出されています。

7 番の転用目的は倉庫建設です。7 番は既に倉庫が建設されていました。雨水は道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。

8 番の転用目的は工事用作業用地です。雨水は浸透させる計画です。

以上 8 件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めまし

議長（中村会長）
事務局（橋本）

た。報告は以上です。

それでは、事務局から説明してください。

ご説明します。

1番は [REDACTED] にあり、畑、面積 287 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は [REDACTED] にあり、田、面積 444 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は準住居地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は [REDACTED] にあり、畑、面積 495 m²、転用目的は駐車場建設です。この案件は、譲受人が平成 22 年頃に駐車場を建設していたものです。譲受人は [REDACTED] を営んでおり、申請地を購入して従業員用の駐車場を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は [REDACTED] にあり、畑、2筆、面積計 409 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりが 10ha 以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、集落に接続しており、他に代替地もなかったため許可相当に該当するものと考えます。

5番は [REDACTED] にあり、畑、面積 177 m²、転用目的は駐車場建設です。譲受人は隣接地に居住しており、申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は準工業地域に

あるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

6番は [] にあり、畑、面積 1,416 m²、転用目的は工場建設です。この案件は、今年6月に木の伐採工事を行った際に、申請地の一部に砂利が敷かれたものです。譲受人は [] を営んでおり、既存の工場が手狭になったため、申請地を購入して工場を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、既存施設の面積 1/2 以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。

7番は [] にあり、田、面積 665 m²、転用目的は倉庫建設です。この案件は、譲渡人の祖父が作業小屋を建設しているものです。祖父は亡くなっており建設の経緯は不明です。譲受人は農業を営んでおり、農機具や肥料を保管するため、申請地を購入して倉庫を建設するものです。申請地は [] にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

8番は [] にあり、田、13筆、面積計 1,938.48 m²、転用目的は工事用作業用地で、許可日から令和6年10月末まで一時転用するものです。借受人は [] を営んでおり、北陸新幹線整備工事のため、申請地を賃貸借して必要となる工事用作業用地を確保するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、3年以内の一時転用であり、許可相当に該当するものと考えます。

説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

なければ、これより採決に入ります。

議長（中村会長）	<p>議案 第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
報告 第 11 号 農地貸借の合意解約について	
議長（中村会長）	<p>次に、報告第 11 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出は 4 件、合計 9 筆 5,716 m²の面積です。</p> <p>1 件目は、親子間での農地法 3 条による使用貸借権の設定していたものであり、耕作者の変更により合意解約されたものです。</p> <p>2 件目と 3 件目は、来月以降に [] に伴う [] による農地転用 5 条申請関係による手続きの前段階で、当該敷地の農地に利用権設定の賃貸借設定がありましたので、その合意解約が提出されたものであります。</p> <p>4 件目は、当該農地の所有者である [] がその農地を手放したいとのことで、[] との賃貸借契約を解約するものです。</p> <p>以上、この件については、解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無く妥当と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>

報告 第 12 号 農地法第5条の許可申請書取下げ願について

議長（中村会長）	次に、報告第 12 号 農地法第 5 条の許可申請書取下げ願について、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	この案件は、5月の総会で審議され適切と認められたものです。所在地は[REDACTED]で、田、5筆、面積計 3,589 m ² に太陽光発電設備を建設する計画でしたが、書類の不備のため、許可申請を取下げたものです。 説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告 第 13 号 農地利用最適化活動について

議長（中村会長）	次に、報告 第 13 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員からの報告なし）
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

事務局（宮下）	その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。 なければ、以上をもちまして、令和6年 第7回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後 2 時 31 分）